

地方公営企業と水道料金について

1 水道の法令上の目的

【水道法】

第1条（この法律の目的）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、**清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること**を目的とする。

2 水道の経営（管理）主体

【水道法】

第2条の2（責務）

地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

第6条（事業の認可及び経営主体）

2 水道事業は、**原則として市町村が経営するもの**とし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

3 地方財政法上の公営企業

【地方財政法】

一般会計から分離し、
独立採算制の原則が適用

第6条（公営企業の経営）

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

第46条（公営企業）

法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 . . .

4 地方公営企業法の適用事業

【地方公営企業法】

第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 . . .

2 前項に定める場合を除くほか財務規定等は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

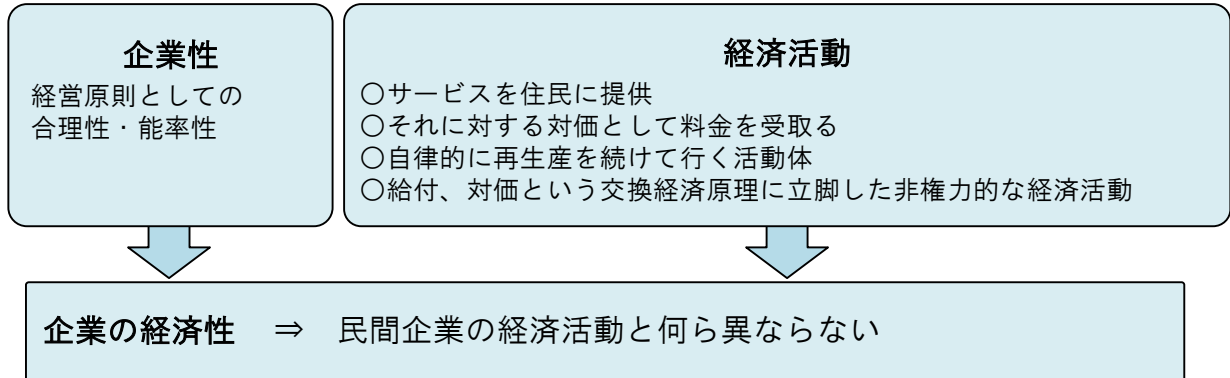
3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例又は広域連合で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

5 地方公営企業法における経営の基本原則

【地方公営企業法】

第3条（経営の基本原則）

地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮する**とともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進する**ように運営されなければならない。



6 地方公営企業法の経費負担の原則

【地方公営企業法】

第17条の2（経費の負担の原則）

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適

当でない経費

公共の消防の用に供する経費並びに公共施設に水道を無償で供する経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**

7 地方自治法における使用料に関する規定

公の施設の利用にかかる使用料に関する規定

- ①「公の施設」の中には地方公営企業法の適用を受ける水道事業も含まれる
- ②公営企業が徴収する「料金」も本条の「使用料」の一種である
- ③使用料に関する事項は条例で定めなければならない（法96条 第4号）
条例で定める内容：金額、徴収の時期、方法、減免の方法等

【地方自治法】

第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

8 地方公営企業法に基づく料金徴収の根拠

料金徴収の根拠の定め 公営企業の給付 ⇒ 「水道事業の水道水」

- 「給付について」とは給付に対する対価
- 地方公営企業の料金の徴収は事業管理者の権限（地方公営企業法第9条第9号）

料金のあり方の基本原則

- ①公正妥当なものであること
- ②原価主義に基づくものであること
- ③企業の健全な運営を確保するに足りるものであること

【地方公営企業法】

第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

9-1 水道法に基づく供給規程の料金設定①

【水道法】

第14条（供給規程）

水道事業者は、**料金**、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、**供給規程を定めなければならない**。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における**適正な原価に照らし公正妥当なものであること**。

二 料金が、**定率又は定額をもつて明確に定められていること**。

四 特定の者に対して**不当な差別的取扱いをするものでないこと**。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9-2 水道法に基づく供給規程の料金設定②

供給規程（給水条例）の規定

料金 ⇒ 定めなければならない

供給規程の要件

1 公正妥当な料金

→ 能率的な経営の下で、適正な原価に照らし公正妥当なもの

総括原価（営業費用・資本費用〔事業報酬〕）と

料金体系（適正に配分）の両方から判断

(1) 「能率的な経営の下における適正な原価」とは、必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用（事業報酬）を含むものとされ、総括原価とよばれている。

(2) 料金水準は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業の経営の責任面などから、概ね3年から5年の料金算定期間の総括原価を基にして決定される。

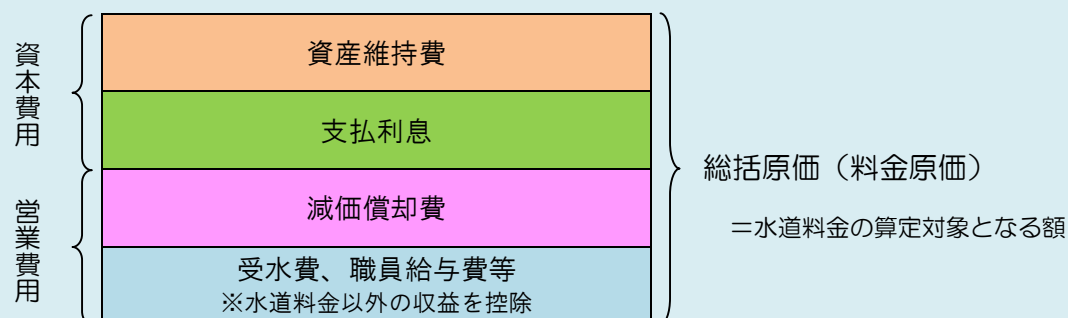
(3) 総括原価の主な算定方法は次のとおり

①資金ベース方式

料金算定期間内における総資金需要量とこれに対する総資金供給量を予定し、これを基に総括原価を算定する方式。

②損益ベース方式

料金算定期間内における収益的収入及び収益的支出を予定し、これを基に総括原価を算定する方式で、資金収支上の不足額は含まない。



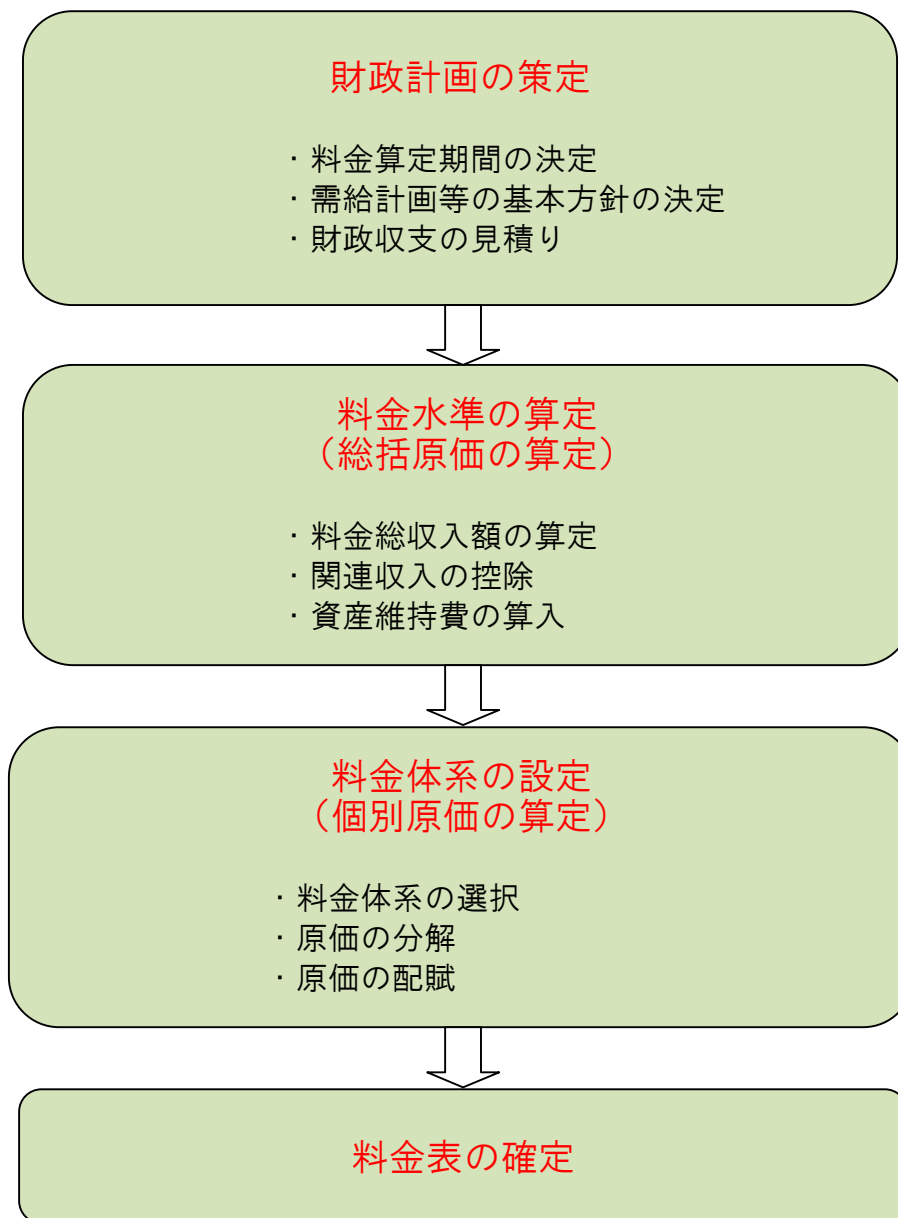
2 料金の明定性

料金：具体的数字をもって明確に定められているもの

3 差別的取扱いの禁止

合理的かつ**明確な根拠に基づいた金額**（不当な差別の禁止）

【参考：料金算定のプロセス】



10 可児市水道事業給水条例（料金関係部分抜粋）

第4章 料金、分担金及び手数料

（料金の支払義務）

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第26条 料金の額は、別表第1に掲げる表の区分に応じ算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

2 共同住宅給水装置を利用する者で申請により管理者の認定を受けたものの料金は、次の各号に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

- （1）共同住宅の各部屋ごとに口径13ミリメートルのメーターが設置されているものとみなし、その基本料金に相当する額に部屋数を乗じて得た額
- （2）共同住宅の総使用水量をその部屋数で除して得た水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた水量。以下「平均使用水量」という。）の水量料金に相当する額に部屋数を乗じて得た額
- （3）総使用水量と平均使用水量に部屋数を乗じて得た水量との間に差が生じた場合は、その水量に、前号の額の算定において適用した前項の算定区分のうち最も高額となる単価を乗じて得た額

3 一時的に水道を利用するときの料金は、次のとおりとする。

（1）給水装置を利用するとき 次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）

イ 第1項の基本料金に水道を利用した月数（1箇月未満の端数がある場合においては、これを1箇月とする。）を乗じて得た額

ロ 第1項の水量料金の第5段の単価の2倍の額に使用水量を乗じて得た額

（2）前号以外に利用するとき 前号ロの規定の例により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）

4 中止されている水道に係る料金は、徴収しない。

（料金の算定）

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量の認定）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- （1）メーターに異状があったとき。
- （2）使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第 29 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 月の中途において水道の使用を開始したときにおいて、水道の使用を開始した日(以下「開始日」という。)が当該水道の使用を開始した日の属する月(以下「開始月」という。)の 16 日以後のときは開始月の翌々月分の料金から算定し、開始日が開始月の 15 日以前のときは開始月の翌月分の料金から算定する。
- (2) 月の中途において水道の使用をやめたときにおいて、水道の使用をやめた日(以下「終了日」という。)が当該水道の使用をやめた日の属する月(以下「終了月」という。)の 15 日以後のときは終了月の翌月分の料金として算定し、終了日が終了月の 14 日以前のときは終了月の月分の使用水量と合わせて料金を算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 30 条 一時的に給水を受けようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法等)

第 31 条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、随時徴収することができる。

2 料金の納期限は、毎月の最終日とする。ただし、12 月は当該月の 25 日とする。

(分担金)

第 32 条 第 9 条第 1 項の規定により給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の承認を受けた者は、次の各号に掲げる分担金を納付しなければならない。

- (1) 給水装置の新設の場合 別表第 2 に定める額
- (2) 給水装置の改造の場合 口径を増した後の口径に係る前号により算出した額から口径を増す以前の口径に係る同号により算出した額を控除した額

2 市内における公共的事業等により住宅等を移転したことに伴い給水装置を撤去し、新たに給水装置を新設し、引き続き水道を使用する場合において、移転前の給水装置のメーターの口径と同口径以下の給水装置を新設した者は、前項の規定にかかわらず分担金を免除する。ただし、移転前の給水装置のメーターの口径を超えた口径の給水装置を新設したときは、前項第 2 号の例による。

(手数料)

第 33 条 手数料は、別表第 3 に定める区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。

(料金等の軽減又は免除)

第 34 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

別表第1（第26条関係） 【表中 上段が現行／下段がH26～ 消費税率改定分（5→8%）】

メーターの 口径	基本料金 (1箇月につ き)	水量料金（1箇月につき）				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
		10立方メートル まで1立方メー トルにつき	11立方メートル から20立方メー トルまで1立方 メートルにつき	21立方メートル から40立方メー トルまで1立方 メートルにつき	41立方メートル から250立方メー トルまで1立方 メートルにつき	251立方メートル 以上1立方メー トルにつき
ミリメートル 13	円 556.5 572.4	円 110.25 113.4	円 168 172.8	円 199.5 205.2	円 225.75 232.2	円 236.25 243
20	1,291.5 1,328.4					
25	2,100 2,160	199.5 205.2	199.5 205.2			
30	3,045 3,132					
40	6,195 6,372					
50	11,025 11,340	225.75 232.2	225.75 232.2	225.75 232.2		
75	24,255 24,948					
100	39,375 40,500					
150	84,525 86,940					

別表第2（第32条関係） 【表中 上段が現行／下段がH26～ 消費税率改定分（5→8%）】

給水装置のメーターの口径	分担金
13ミリメートル	191,100円 196,560円
20ミリメートル	301,350円 309,960円
25ミリメートル	970,200円 997,920円
30ミリメートル	1,560,300円 1,604,880円
40ミリメートル	2,966,250円 3,051,000円
50ミリメートル	4,413,150円 4,539,240円
75ミリメートル	7,605,150円 7,822,440円
100ミリメートル	12,517,050円 12,874,680円
150ミリメートル	17,196,900円 17,688,240円

別表第3（第33条関係） 【表中 上段が現行／下段がH26～ 消費税率改定分（5→8%）】

種類	区分	手数料
中止再開手数料	中止の再開1回につき	5,250円 5,400円
証明手数料	証明1件につき	300円
指定申請手数料	指定給水装置工事事業者指定申請1回につき	10,000円

11 地方公営企業会計制度について

公営企業会計は、経営成績や財政状態を明瞭に示すため、**損益計算書**や**貸借対照表**などの**財政諸表**を作成することになっています。

公営企業会計は、一般会計（及び特別会計）に比べ、発生主義と現金主義、複式簿記と単式簿記など様々な違いがありますが、**予算上の特徴**として、主に以下の点で相違があります。

2本建ての予算

減価償却費
(非現金支出)

補てん財源

(1) 2本建ての予算

一般会計の予算は、全ての現金収入や支出（現金（資金）収支）を1本の予算で管理していますが、**公営企業会計の予算**は、**経営状況等を明瞭に示す**観点から**2本建て**になっています。

ア) 収益的収支（損益取引となる現金及び非現金収支）

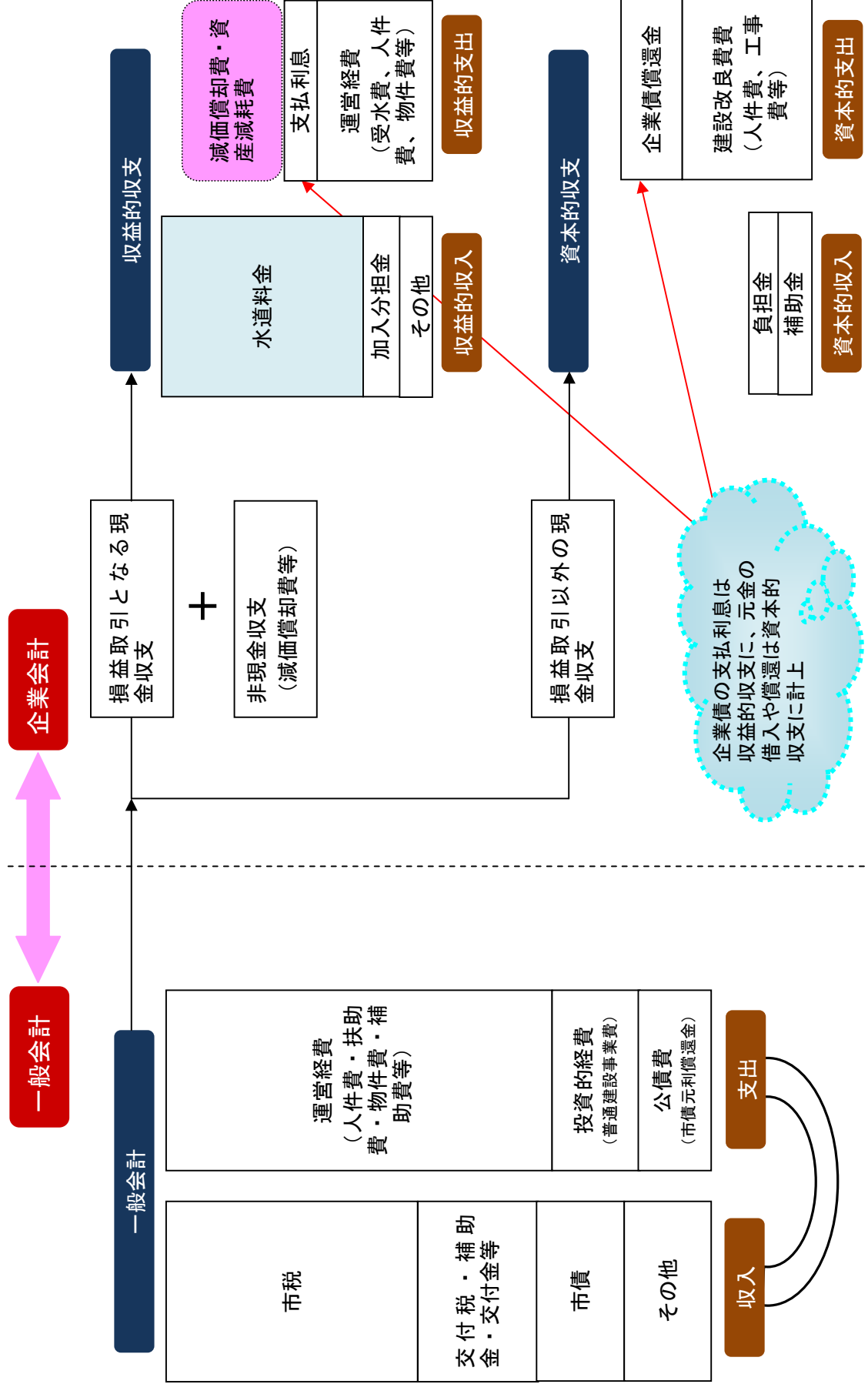
経営状況を表すため、損益取引すなわち全ての「**収益**」や「**費用**」に当たるものを計上し、非現金収支を含みます。

イ) 資本的収支（損益取引以外の現金収支）

「**収益**」や「**費用**」に当たらないものとして収益的収支に計上しない**企業債の借入や償還、建設改良費などの現金収支**を計上しています。

なお、資本的収支は、民間企業の場合には**企業内部管理用の予算**ですが、公営企業では**議決対象であり明示することが義務付けられています**。

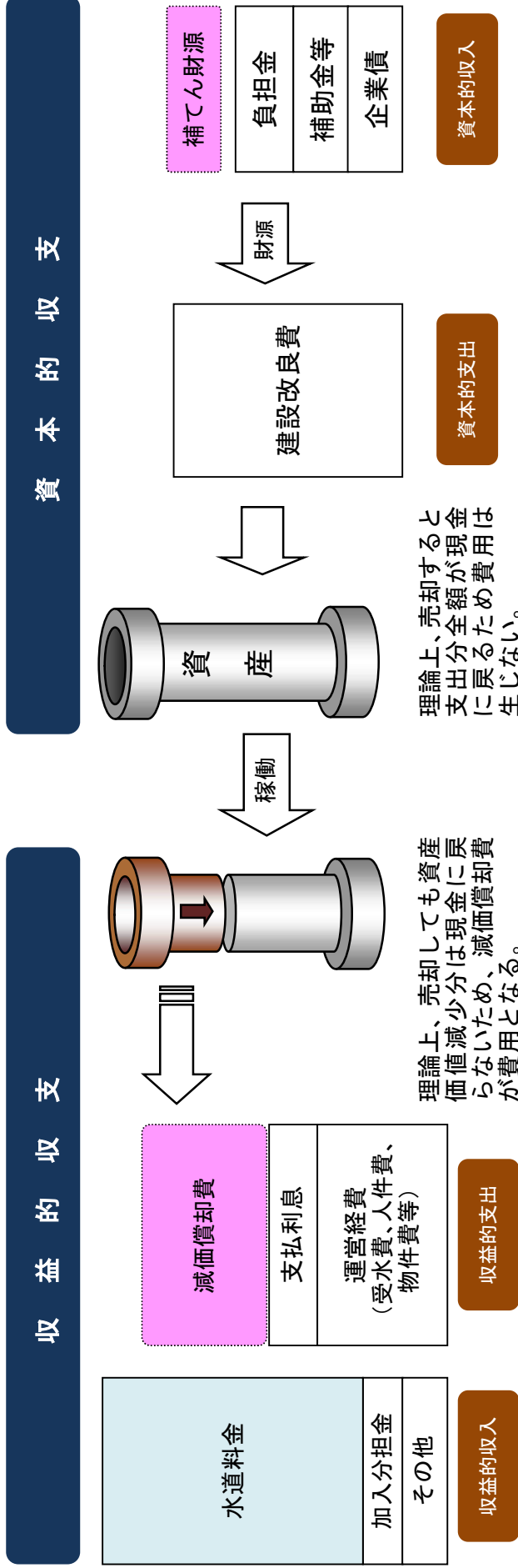
例えば、**企業債の元金分の借入や償還は現金が動きますが、収益や費用と捉えずに資本的収支に計上し、支払利息は費用として収益的収支に計上しています**。



(2) 減価償却費（非現金支出）

建設改良費は、資産を取得した段階では費用とみなさず一旦資本的支出に計上し、将来に資産価値が減少していく段階で減価償却費（非現金支出）として費用になり、耐用年数で按分して収益的収支に計上されます。

※減価償却費は、資産をどこかに現金を支払うのではなく、資産価値減少分を費用とするものですが、この費用は一旦は現金支出したものであり、また将来必要となる更新経費のために、減価償却費相当額を内部に留保し、補てん財源としていくものです。（次節で説明）

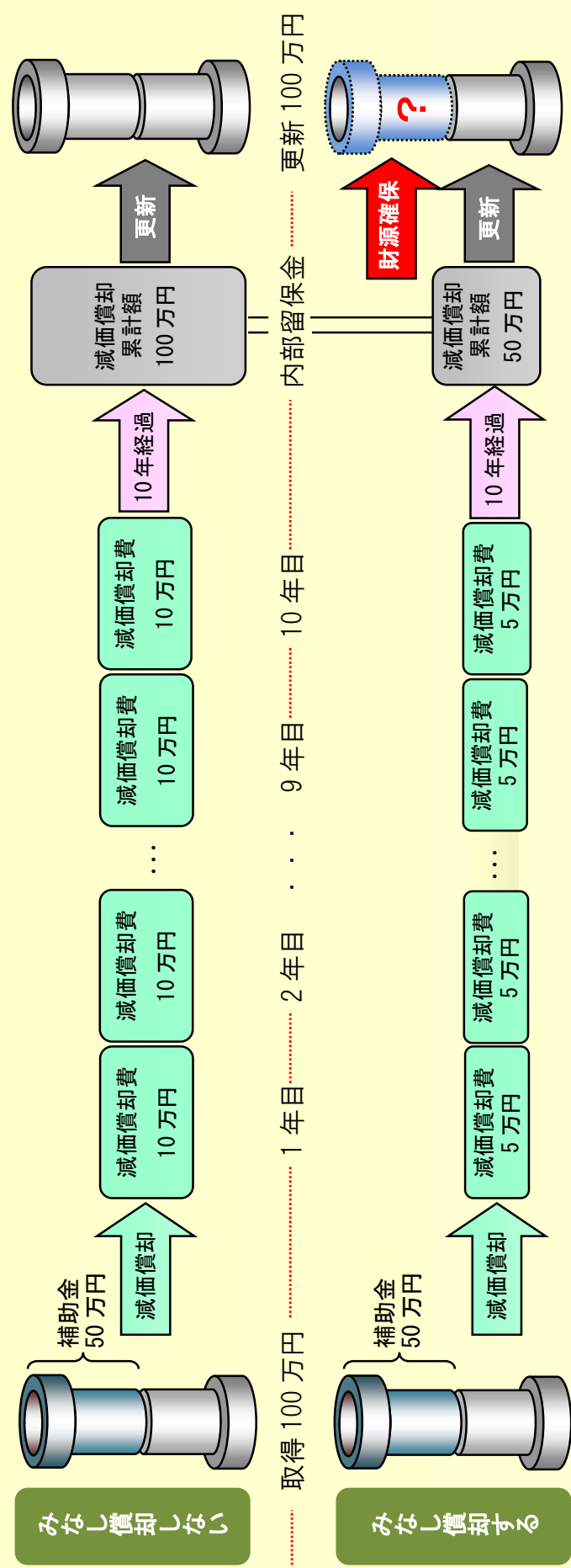


※みなし償却制度とは・・・

補助金や工事負担金などの財源で資産を取得した場合であっても、将来更新する時には、同様に補助金や工事負担金などを得る確約はないため、それらを財源として取得した資産であっても減価償却を行い、相当額を内部に留保する方法が採用されていますが、任意適用として、補助金や工事負担金などの財源で取得した資産については、減価償却を行わないとする「**みなし償却制度**」が認められています。

みなし償却を行うことで、減価償却費が圧縮し、費用が減少することになりますが、更新時に補助金や工事負担金などが確保できない場合、他の財源で賄う必要があります。

例：50万円の補助金をもらって、100万円の水道管を取得。（耐用年数10年）



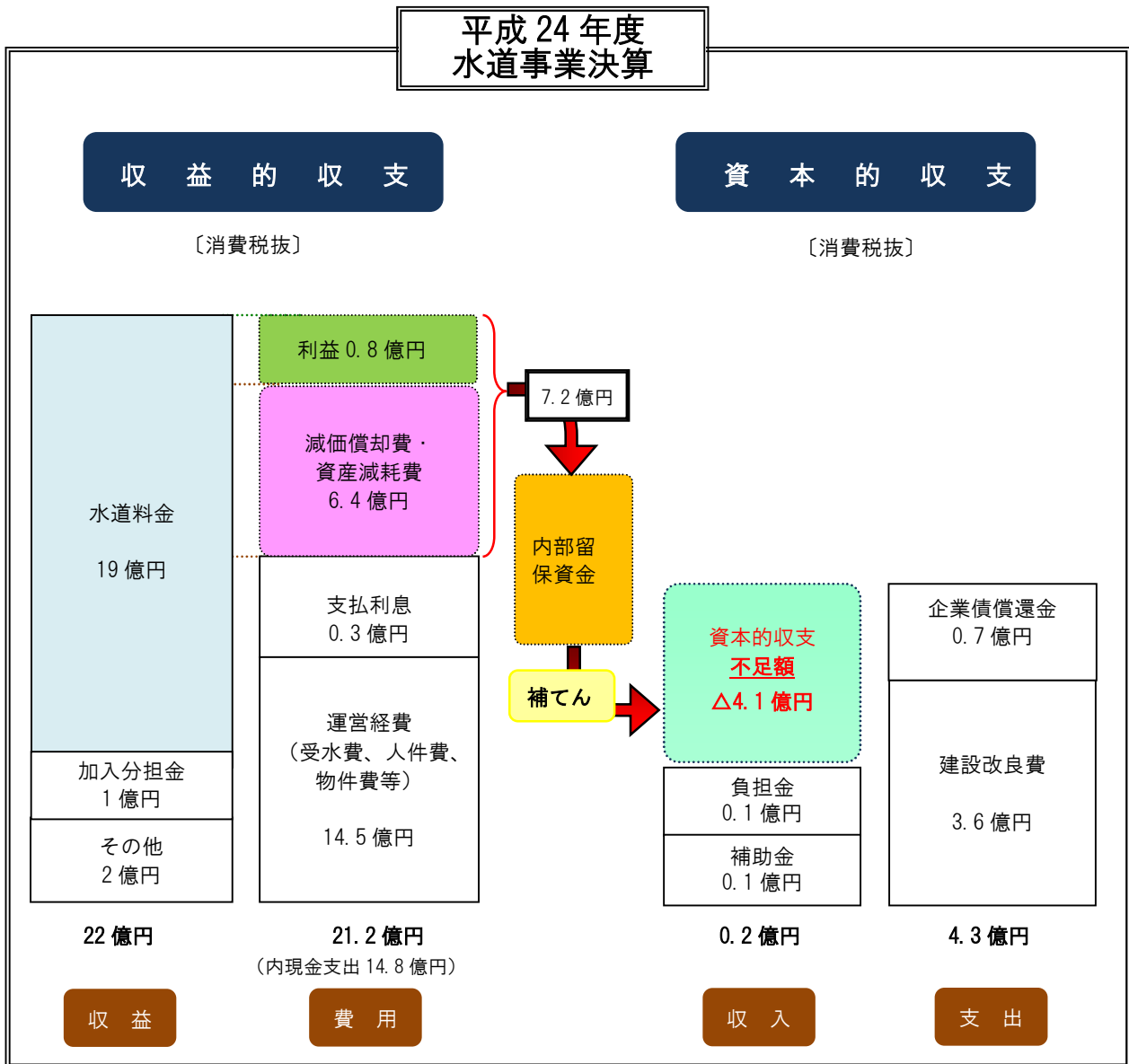
(3) 補てん財源

資本的収支の工事費などは、水道料金で賄っていますが、**水道料金は全て収益として収益的収支に計上し**、資本的収支には計上しないため、収益的収支には、現金に余剰が生じる一方で、**資本的収支には現金に不足**が生じることになります。

このため、水道料金で工事費などを賄っていくことを、**資本的収支の不足額を収益的収支の財源で「補てん」**するという形で表すことになります。

この**補てんに使用できる水道料金**は、収益的収支の現金収入から人件費や物件費などの現金支出を除いた部分であり、**減価償却費（非現金支出）**や**単年度利益**などに相当する**内部留保資金**にあたります。

※「水道料金」には、加入分担金など現金収入を含みます。総括的に「水道料金」と表記しています。



※税抜計上し、単年度決算イメージで作成しています。

12 地方公営企業会計制度の見直し

(1) 経緯

<背景>

- 企業会計基準の見直しの進展
- 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進
- 地域主権改革の推進
- 公営企業の抜本改革の推進

<目的>

- 地方公営企業会計と民間企業会計等との相互の比較分析を容易にするため、制度間の整合性を図る。
- 地方主権改革の一環として地方自治体の財務会計の透明性の向上と自己責任の拡大を図る。

<適用>

- 資本制度の見直し・・・平成 24 年度から（一部は平成 26 年度予算及び決算から）
※第 1 次一括法による地方公営企業法及び関係政省令の改正（施行：平成 24 年 4 月 1 日）
- 会計基準の見直し・・・平成 26 年度予算及び決算から
※関係政省令の改正及び告示の制定（施行：平成 24 年 2 月 1 日）

(2) 公営企業会計制度の見直し概要

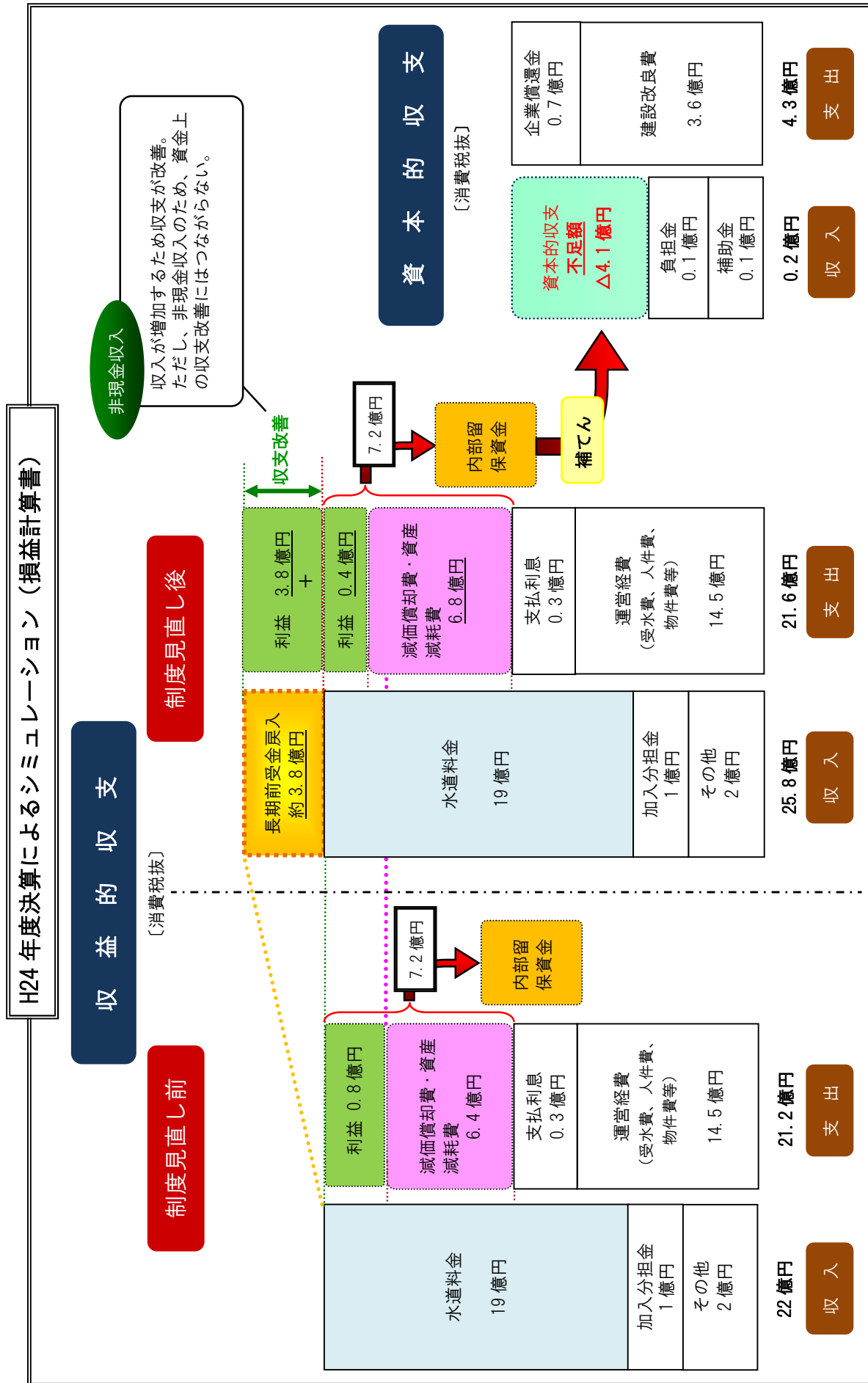
公営企業会計制度の見直しは大きく分けて 4 つに区分される。

- | |
|-------------------------------------|
| I 資本制度の見直し（平成 24 年度から） |
| II 地方公営企業会計基準の見直し（平成 26 年度予算及び決算から） |
| III 財政規定等の適用範囲の拡大等（国で検討中） |
| IV その他の検討事項（国で検討中） |

見直し項目		見直し内容	
II	①	借入資本金	<ul style="list-style-type: none"> 借入資本金（建設改良企業債）は、貸借対照表の資本から負債（固定負債及び流動負債[返済期限1年以内]）に計上 ⇒【可児市】対応する
	②	補助金等により取得した固定資産の償却制度等	<ul style="list-style-type: none"> 資産の取得などに交付された補助金や負担金など（資本的収入に計上）は、貸借対照表の資本（資本剰余金）から負債（繰延収益の長期前受金）に計上し、減価償却見合い分を順次収益化（「長期前受金戻入」として、収益的収入に再計上） 任意適用が認められていた「みなし償却制度※1」は廃止（受贈財産・工事負担金） ⇒【可児市】対応する（本市は一部（受贈財産・工事負担金）について、みなし償却を実施） ※1「みなし償却制度」とは償却資産価額から補助金等を控除した価額をもって減価償却を行うこと。これまで、みなし償却を行っていた場合、見直し前後で収益的収支の単年度損益には影響がないが、みなし償却を行っていない場合は、収益的収支が改善することになる。 ただし、収支の改善は非現金収入の増によるものであるため、資金収支はこれまでと変わらない。
	③	引当金	<ul style="list-style-type: none"> 引当金（退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金等）は、引当金の要件を踏まえて計上（引当金の要件を満たさないものには引き当てることができない。） ⇒【可児市】賞与引当金、貸倒引当金を計上。退職給付引当金については、水道事業会計職員が少数であること、水道事業会計で退職手当を支給していないことから計上しない。今後、退職手当組合負担金の追加納付が発生した際は一般会計で負担するよう、協議済み。
	④	繰延資産	<ul style="list-style-type: none"> 新たな繰延資産（開発費等）の計上を廃止 ⇒【可児市】該当なし
	⑤	たな卸資産の価格	<ul style="list-style-type: none"> 時価が帳簿価格より下落した場合は、時価とする低価法を義務付け（重要性の乏しいものを除く） ⇒【可児市】ほとんどが量水器であり、長期間貯蔵する資産はないため見直しの影響はないが、水道事業会計規程で規定する。
	⑥	減損会計	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の収益性が低下し、投資の回収が見込めなくなった場合、回収可能性を反映させた帳簿価額に減額できる減損会計の導入 ⇒【可児市】現在、減損実施の予定はないが、水道事業会計規程で規定する。
	⑦	リース取引に係る会計基準	<ul style="list-style-type: none"> リース取引の内容に応じて、売買処理又は賃貸借処理を行う ⇒【可児市】所有権移転等のリースはないため、会計システム機器リースの注記のみ対応する

	⑧	セグメント情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント情報※2 開示の導入 ※2「セグメント情報」とは経営分析を多面的に行うため、会計内で区分し、売上、損益、その他の財務情報を作成すること。 <p>⇒【可児市】該当なし</p>
	⑨	キャッシュ・フロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け ⇒【可児市】対応する
	⑩	勘定科目等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表上、経営状況が可能な限り明らかになるよう、上記改正を反映した勘定科目の見直し ・公営企業の状況を適切に開示するため、会計に関する書類に重要な会計方針等を注記 <p>⇒【可児市】対応する</p>
I II	⑪	資本制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・利益の処分は、法定から条例又は議会の議決により可（平成 24 年度～） ・資本剰余金の処分は、原則不可から条例又は議会の議決により可（平成 24 年度～） ・自己資本金の減少は、不可から議会の議決により可（平成 24 年度～） ・自己資本金への組入は、法定から議会の議決により可
III	⑫	財務規程等の適用範囲の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計の適用事業の拡大等について国で継続検討中
IV	⑬	その他の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画性、透明性の高い企業経営を推進する観点から、条例において「一般会計等との経費負担の原則」や「資本の維持造成に関する事項」を規定することなどを国で継続検討中

(3) 会計制度見直しが損益計算書（収益的収支）に与える影響



※ 財務諸表への影響度を確認するため、概算額にて試算したものです。

(4) 会計制度見直しが貸借対照表に与える影響

平成24年度決算額によるシミュレーション（貸借対照表）

制度見直し前

資産		固定資産	183.6 億円	負債	流動負債	3.6 億円
		流動資産	23.4 億円		自己資本	20.3 億円
					借入資本金 (企業債)	5.4 億円
					資本剰余金 (国庫補助金等)	175.8 億円
					利益剰余金	1.9 億円
資産		207 億円		負債		3.6 億円
負債+資本		207 億円		資本		203.4 億円



制度見直し後

資産		固定資産	177.6 億円	負債	固定負債 (企業債)	4.6 億円
		流動資産	23.3 億円		流動負債 (企業債)	0.8 億円
					流動負債(賞与引当 金)	0.1 億円
					流動負債	3.6 億円
					繰延収益 (国庫補助金等)	96.8 億円
					自己資本	20.3 億円
					資本剰余金	0.3 億円
					利益剰余金	74.4 億円
					建設改良積立金	1.2 億円
					利益剰余金	73.2 億円
資産		200.9 億円		負債		105.9 億円
負債+資本		200.9 億円		資本		95.0 億円

- ・ 資本から負債への振替額 102.2 億円
- <内訳>
 - ・ 借入資本金 (企業債) 5.4 億円
 - ・ 資本剰余金 (補助金等) 96.8 億円

会計制度見直しにより、負債が増加し財政状況が悪化して見えるが、経営実態が変わったわけではなく、財政状況の指標の一つとなる自己資本金はこれまでどおり維持されている。

※ 財務諸表への影響度を確認するため、概算額にて試算したものです。

【参考】制度見直し前後の対比財務諸表（平成24年度決算をベースに概算試算）

（単位：千円）

	【現行】 損益計算書（平成24年度）	【見直し後】 損益計算書（平成24年度）
営業収益	1,980,793	1,980,793
営業費用	2,094,025	2,140,049
浄水費	1,173,232	1,173,232
配水費	120,220	<u>121,312</u>
給水費	35,732	<u>36,321</u>
業務費	78,079	<u>78,425</u>
総係費	43,017	<u>49,857</u>
減価償却費	621,706	<u>658,863</u>
資産減耗費	22,039	22,039
		営業収支損失 △ 159,256
営業外収益	13,573	394,428
受取利息及び配当金	9,660	9,660
雑収益	3,913	3,913
		<u>380,855</u>
		※長期前受金の収益化
営業外費用	27,903	27,903
		経常(営業+営業外)収支 207,269
特別利益	208,817	208,817
特別損失	2,757	2,757
		特別収支 206,060
		当年度純利益 413,329
		前年度繰越欠損金 8,432
		当年度未処分利益剰余金 404,897

【現行】 貸借対照表（平成24年度）		【見直し後】 貸借対照表（平成24年度）	
固定資産	18,364,542	固定資産	17,762,892
有形固定資産	28,220,237	有形固定資産	28,220,237
減価償却累計額	△ 10,655,505	減価償却累計額※1	△ 11,257,155
有形固定資産合計	17,564,732	有形固定資産合計	16,963,082
投資合計	799,810	投資合計	799,810
流動資産	2,335,701	流動資産	2,331,126
現金預金	1,895,098	現金預金	1,895,098
未収金	163,309	未収金	163,309
有価証券	197,042	有価証券	197,042
貯蔵品	35,862	貯蔵品	35,862
前払金	41,390	前払金	41,390
その他流動資産	3,000	その他流動資産	3,000
		貸倒引当金	△ 4,575
負債合計	358,261	負債合計	10,592,063
自己資本金	2,030,154	自己資本金	2,030,154
借入資本金	544,803	借入資本金	0
資本剰余金	17,581,090	資本剰余金	26,429
利益剰余金（積立金等）	115,869	利益剰余金（積立金等）	115,869
利益剰余金（PL）	70,066	利益剰余金（PL）	404,897
		利益剰余金 （制度改正移行分）	6,924,606
資本合計	20,341,982	資本合計	9,501,955
資産合計	20,700,243	資産合計	20,094,018
負債・資本合計	20,700,243	負債・資本合計	20,094,018

※1 減価償却累計額 現行△10,655,505千円＋みなし償却廃止に伴う増分△37,157千円＋みなし償却廃止に伴う見直し以前の減価償却費増加分△564,493千円

※2 収益化累計額△7,869,954千円＝利益剰余金振替分（みなし償却していなかった分）△6,924,606＋減価償却累計額相殺分（みなし償却していった分）△564,493千円
＋当年度長期前受金戻入分△380,855千円